

SCB

SHINKIN
CENTRAL
BANK

内外経済・金融動向
No. 2020-4

(2020. 8. 17)



信金中央金庫

SCB 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp>

コロナ禍の地域経済への影響

～外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察～

視点

新型コロナの感染拡大により、4月に「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛・休業要請などを背景に地域経済は甚大な影響を被った。今後も、感染拡大の長期化で外出を控える動きが定着化し、個人向けサービス産業などへの影響が持続するおそれがある。そこで本稿では、コロナ禍が個人向けサービス産業を中心に地域経済に及ぼしたダメージの深さを検証し、今後の新型コロナとの共存社会における地域経済の状況について展望する。

要旨

- 「緊急事態宣言」期間中の4～5月の外出自粛率は、全国で平日30%前後、休日40%超に達した。感染拡大が著しい東京圏や近畿圏で高く、特に平日は在宅勤務を実施した企業が多い大都市圏の自粛率が地方圏を大幅に上回った。感染拡大が続いていることから、7月も東京圏の休日は20%台で推移するなど、都市部では外出自粛傾向が長期化するおそれがある。
- 個人消費は4～5月にコロナ禍前の1月に比べて18%前後減少した。総じて教養娯楽サービス、外食、被服・履物、交通、交際費の落ち込みが顕著だった。小売業販売額は、百貨店・スーパーは東京・京都・大阪・福岡等の都市部での減少が著しく、インバウンド需要の蒸発も影響した。一方、地方圏ではドラッグストア、ホームセンター、家電が堅調だった。
- 休業要請などで遊園地、映画館、興行、旅行、ジム、ボウリング、パチンコ、結婚式場、居酒屋、宿泊等で営業活動が激減した。4～5月にサービス産業の売上は前年比2割程度減少し、2～5月累計の売上は娯楽が同3.5兆円、飲食が2.8兆円減少した。観光・娯楽産業は、沖縄・千葉・長野・山梨・静岡・京都・奈良等でシェアが高く、地域経済への影響が大きい。
- コロナ禍前のインバウンド消費は4.7兆円でGDP比1%弱である。ただ、宿泊・飲食の売上高に占める外国人客の割合は、京都・沖縄で2割前後、東京・大阪で1割超、北海道・福岡・大分・山梨・奈良等も高い。また、福井・群馬・鳥取・滋賀・徳島・三重等は国内県外客の宿泊者が多いため、県間移動の慎重化で、宿泊稼働率の低迷が長期化するおそれがある。
- 都道府県別の個人向けサービス産業活動指数を試算すると、東京が4～5月にコロナ禍前の水準の5割程度に低下しており、東京圏・近畿圏や沖縄の落ち込みが著しかった。自粛率が高い大都市圏や観光地で個人向けサービス産業への影響が甚大であった。
- 中小企業が手元資金で固定費・短期債務の支払いを続けられる月数は、飲食業が3.2か月、宿泊・娯楽・小売等が5か月前後で全産業の8.7か月を下回る。コロナ禍は手元資金が薄い業種に直撃したという点でも日本経済へ大きなダメージを及ぼした。

キーワード 新型コロナ、自粛率、第3次産業、観光、固定費、損益分岐点比率、資金繰り

目次

1. 問題意識
2. 新型コロナ感染拡大の経緯と各都道府県の外出自粛の動向
 - (1) 新型コロナ感染拡大の経緯と行政の対応
 - (2) 各都道府県の外出自粛の動向とその特徴
3. コロナ禍における地域別の個人消費の動向
 - (1) コロナ禍における全国と地域別の個人消費の動向
 - (2) 各都道府県における主要業態別小売業の販売額
4. 外出自粛・休業要請に伴う各都道府県の個人向けサービス産業への影響
 - (1) コロナ禍における全国の第3次産業の活動動向
 - (2) コロナ禍の影響が大きい個人向けサービス産業の各都道府県の集積状況
 - (3) コロナ禍における観光産業の動向～移動自粛・出入国制限の地域経済への影響
 - (4) コロナ禍の地域経済への影響～都道府県別個人向けサービス産業活動指数を試算
5. コロナ禍における中小企業の人件費等の固定費支払い能力と地域別雇用状況
6. まとめ

1. 問題意識

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大に伴い、世界的に経済活動が停滞している。日本では、20年1月16日に新型コロナの国内初の感染が公表され(15日に陽性判定)、30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。2月に入ると大型クルーズ船での集団感染が報告されるなど、2月以降、新型コロナの感染が徐々に拡大した。感染拡大に伴い、政府は2月下旬に全国的な大型イベント等の自粛を要請、3月2日からは全国の小中高校等で臨時休校、3月下旬には東京都が不要不急の外出自粛を要請、4月7日には政府が7都府県に対する「緊急事態宣言」を発出するなど(16日に全国へ拡大)、外出・移動の自粛や休業要請などが本格的に行われるようになった。このような日常生活における行動制約に伴い、各地域で様々な財・サービスの需要が消失するとともに、休業・時短営業によって財・サービスの販売や提供が制限されるなど、地域経済に多大な影響が及んだ。また、外出自粛・休業要請や県間移動の制限などが解除された後も、新型コロナの感染拡大防止に対応するために、外出・移動を自主的に控える動きや、出入国の制限、企業の営業活動の制約などが当面続く公算が高く、個人消費等の需要の低迷や企業による財・サービスの供給体制の足かせとなって、地域における経済活動を抑制することになるだろう。

そこで本稿では、コロナ禍による外出自粛・休業要請がどのような産業や地域に影響を及ぼしたのかを個人向けサービス産業を中心に概観し、コロナ禍が地域経済に与えたダメージの深さを検証するとともに、今後の新型コロナとの共存社会における地域経済の状況について展望する。

2. 新型コロナ感染拡大の経緯と各都道府県の外出自粛の動向

(1) 新型コロナ感染拡大の経緯と行政の対応

日本で新型コロナの感染が公表されたのは20年1月16日であるが(図表1)、当初、感染拡大は中国武漢で起きている対岸の火事のように捉えられていた。しかし、1月30日に世界保健機関(WHO)が「緊急事態」を宣言、日本でも「新型コロナウイルス感染症対

(図表1)新型コロナ感染拡大の経緯と政府・地公体等の主な対応

日付	<新型コロナ感染拡大の経緯と政府・地公体等の主な対応>	<主体>	<対象区域・業種・概要など>
1月16日	新型コロナウィルス感染症、国内初の感染を公表(1/15に陽性判明)	厚生労働省	
1月30日	WHO、「新型コロナウイルス感染症」緊急事態を宣言	世界保健機関	
2月1日	「新型コロナウイルス感染症対策本部」、設置(閣議決定)	内閣	
2月3日	大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗船者の感染が判明	政府	
2月3日	新型コロナウイルス感染症、「感染症法」に基づき(指定感染症)に改定で指定	政府	
2月3日	中国湖北省に滞在する外国人、入国を拒否(1/31決定、中国浙江省は2/13追加)	政府	
2月3日	大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」、検疫開始(2/5集団感染確認)	厚生労働省	
2月14日	東京の屋形船で集団感染(国内初のクラスター発生)と報道(1/18の新年会)		
2月19日	大型クルーズ船の検体の委員発表、下船開始(～3/1)		
2月20日	イベント開催の必要性の検討や感染拡大防止対策等の協力を要請	政府	
2月24日	専門家会議、「(今後)1～2週間で急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際との見解を表明	感染症対策本部	
2月25日	『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』決定	政府	
2月26日	全国的なスポーツ、文化イベント等の自粛要請(今後2週間)	政府	
2月27日	全国の小中高校等の臨時休校要請(3/2～春休み)	政府	
2月28日	入国拒否対象地域、拡大(韓国の大邱広域市・慶尚北道清道郡を追加)2/26決定	政府	
2月28日	北海道、独自の「緊急事態宣言」を発表(～3/19)	北海道	
2月29日	主要テーマパーク、臨時休園。東京ディズニーリゾート(～6/30)、USJ(～6/7)	USJは6/8に大阪在住年間パスポート保持者を対象にプレオープン、以降、段階的に緩和	
2月29日	大阪府、ライブハウスでの集団感染の疑いで当該ライブハウス名を公表(2/15、2/16開催)	大阪府	
3月10日	全国的な大規模イベント自粛要請、10日間程度延長	政府	
3月11日	WHO、「パンデミック」を宣言	世界保健機関	
3月11日	入国拒否対象地域、拡大(イタリア北部5州、イラン8州、サンマリノ全域を追加)3/10決定	政府	
3月13日	『改正新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法』成立(3/14施行)	国会	
3月19日	入国拒否対象地域、拡大(イタリア・スペイン・スイスの一部、アイスランド追加)3/18決定	政府	
3月20日	全国の小中高校等の一斉休校要請、延長せず。全国的な大規模イベント、慎重な対応を要請	政府	
3月23日	東京都、イベント等の自粛要請(今後3週間)。「ロックダウン」の可能性に言及	東京都	
3月24日	東京オリンピック、2021年夏までの延期を決定(3/30延期日程決定)	IOC、政府等	
3月25日	東京都、週末・夜間の不要不急の外出自粛、平日の在宅勤務を要請(～4/12) 「感染爆発の重大局面」、「ノー3密」に言及	東京都	
3月26日	海外渡航の危険情報、世界全体をレベル2に引上げ。不要不急の渡航自粛要請を要請	外務省	
3月26日	「新型コロナウイルス感染症対策本部」を特措法上の「政府対策本部」に指定	政府	
3月27日	入国拒否対象地域、拡大(欧州21か国・イラン全域を新たに追加)3/26決定	政府	
3月28日	『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』決定	政府	
3月31日	外務省の感染症危険情報、49か国・地域をレベル3に引上げ。渡航中止勧告を要請	外務省	
4月3日	入国拒否対象地域、拡大(米英中韓台豪など49か国・地域)4/1決定	政府	
4月7日	7都府県を対象に「緊急事態宣言」を要請(～6/8)	政府	
4月10日	愛知県、岐阜県、三重県、各々独自の「緊急事態宣言」などを発表	愛知県、岐阜県、三重県	
4月11日	東京都、休業要請、協力依頼「ステップ0」(4/10対象施設公表)	東京都	
4月12日	北海道・札幌市、「緊急共同宣言」を発表	北海道、札幌市	
4月13日	石川県、広島県、各々独自の「緊急事態宣言」などを発表	石川県、広島県	
4月14日	大阪府、休業要請、協力依頼	大阪府	
4月14日	福井県、香川県、各々独自の「緊急事態宣言」などを発表	福井県、香川県	
4月16日	「緊急事態宣言」、対象区域を全国に拡大	政府	
4月20日	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、閣議決定(4/7閣議決定を変更)	内閣	
4月20日	沖縄県、独自の「緊急事態宣言」を要請	沖縄県	
4月29日	入国拒否対象地域、拡大(ロシア等の14か国追加で87か国・地域)4/27決定	政府	
4月30日	『20年度補正予算』成立	国会	
5月4日	「緊急事態宣言」、期間延長(～5/31)	政府	
5月8日	大阪府、休業要請の基準となる「大阪モデル」の運用開始	大阪府	
5月14日	「緊急事態宣言」、区域縮小(北海道・東京都・近畿3府県を除く)39県で解除	政府	
5月16日	大阪府、「大阪モデル」基準達成で休業要請段階的解除(5/14決定)	大阪府	
5月21日	入国拒否対象地域、拡大(メキシコ等13か国追加で100か国・地域)5/14決定	政府	
5月23日	「緊急事態宣言」、区域縮小(近畿3府県を解除)	政府	
5月23日	近畿3府県、休業要請大幅緩和	京都府・大阪府・兵庫県	
5月25日	「緊急事態宣言」、全国的に解除(6都府県を解除)	政府	
5月25日	屋内100人・屋外200人までのイベント等の開催制限、解除(ステップ1)	政府	
5月26日	東京都、「ステップ1」に休業要請緩和	東京都	
5月27日	入国拒否対象地域、拡大(インド等11か国追加で111か国・地域)5/25決定	政府	
6月1日	東京都、「ステップ2」に休業要請緩和	東京都	
6月1日	近畿3府県、北海道、愛知県など、休業要請全面解除 (休業要請継続は7都県・茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、岐阜県、福岡県北九州市)	政府	
6月2日	東京都、「東京アラート」発令	東京都	
6月11日	東京都、「東京アラート」解除決定(6/30停止)	東京都	
6月12日	東京都、「ステップ3」に休業要請緩和 『20年度第2次補正予算』成立	東京都 国会	
6月19日	都道府県間移動自粛要請や1,000人までのイベント等の開催制限、解除(ステップ2)	政府	
6月30日	東京都、休業要請全面解除。(休業要請継続は2県・山梨県、岐阜県)	東京都	
7月1日	東京都、外出自粛協力等の注意喚起に関する新たなモニタリング指標を公表(7/1施行)	東京都	
7月2日	東京都、「感染拡大要警戒」と注意喚起	東京都	
7月4日	東京都、不要不急の都外への移動自粛を要請	東京都	
7月8日	鹿児島県、接待を伴う飲食店に休業要請(～7/21)	鹿児島県	
7月10日	5,000人までのイベント等の開催制限、解除(ステップ3)	政府	
7月13日	埼玉県、感染対策が不十分な接待を伴う飲食店に休業要請	埼玉県	
7月15日	東京都、感染状況を4段階のうち最も高い警戒レベルに引上げ。「感染拡大警報」と注意喚起 特措法24条に基づく外出などの自粛協力を要請	東京都	
7月22日	「GoToラベル」(国内旅行に対する代金補助政策)、東京都を除いて前倒しで開始	政府、国土交通省	
8月	8/1に予定していたイベント等の人数制限緩和を8月末まで見送ることを表明(再延期の見込み)	政府	
7月29日	岩手県で初めて新規感染者が判明。全都道府県に感染拡大	岩手県	
7月30日	東京都、「感染拡大特別警戒」として、酒類提供の飲食店・カラオケ店の時短営業を要請	東京都	
7月31日	沖縄県、岐阜県など、独自の「緊急事態宣言」などを発表	沖縄県、岐阜県など	
8月	各地で独自の「緊急事態宣言」の発出、接待を伴う飲食店等への休業・時短営業、外出自粛を要請	東京都、大阪府ミナミ、愛知県栄・緑地区、沖縄県那覇市・松山地区等、宮崎県など	

(備考)内閣官房等の各省庁・地方公共団体などの資料、各種報道から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

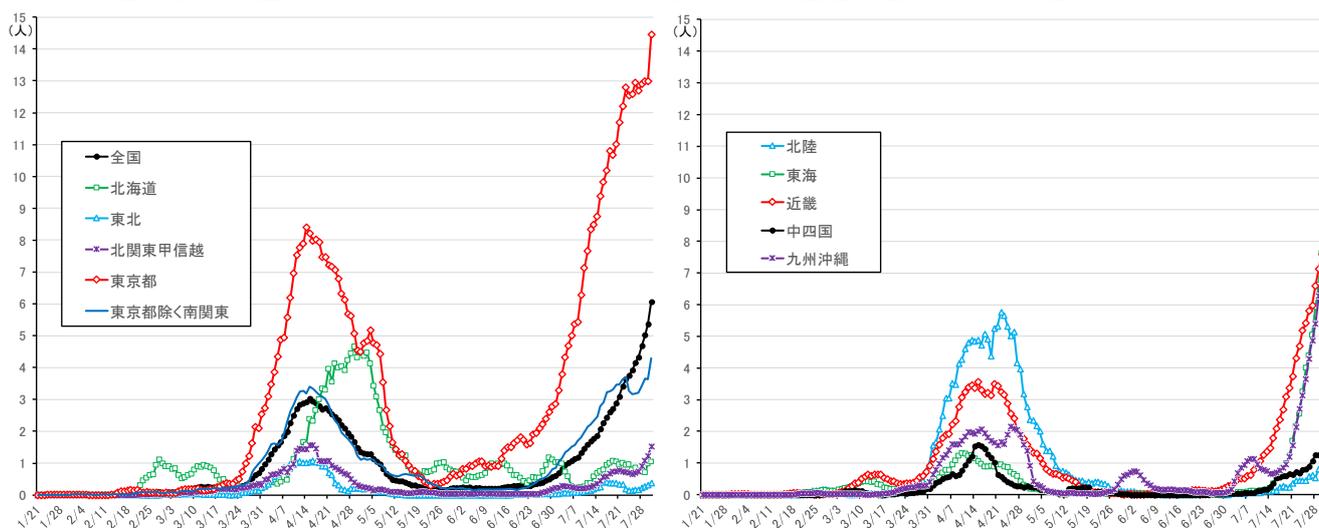
策本部」が設置され、2月に入ると大型クルーズ船での集団感染や屋形船・ライブハウスでのクラスター(感染者集団)発生が報道されるなど、感染拡大に対する危機意識が徐々に高まった。

2月20日、政府はイベント開催の必要性の検討や感染拡大防止対策等の協力を要請しており、25日には『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』を決定した。26日に今後2週間の全国的なスポーツ、文化イベント等の自粛を呼びかけ(3月10日に10日間程度延長)、27日には全国の小中高校等の臨時休校を決定している(3月2日～春休み)。28日には感染者数が増えていた北海道が独自の「緊急事態宣言」を発表(図表2)、

29日には東京ディズニーリゾート(TDR)やユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)等の主要テーマパークが臨時休園に踏み切るなど、外出・営業自粛が徐々に広がった。

3月11日にWHOが「パンデミック」を宣言し、13日には『改正新型インフルエンザ等対策特別措置法』(以下「特措法」という。)が成立した(14日に施行)。全国では、3月1日からの3週間の新規感染者数は1日平均40人程度だったが、3月最終週(25~31日)は同140人程度に増加するなど、感染拡大傾向が強まった。23日には東京都が今後3週間のイベント等の自粛を要請し、都知事が会見で“ロックダウン”の可能性に言及した。24日には東京オリンピックの1年延期が決定し、25日に東京都は“感染爆発の重大局面”にあるとして週末・夜間の不要不急の外出自粛、平日の在宅勤務を要請(~4月12日)、“ノー3密”を守るよう注意喚起した。この要請に伴い、主要デパートが週末休業・時短営業を実施するなど、外出・営業自粛の動きが強まった。一方、企業がテレワーク等による在宅勤務などにシフトする動きは3月時点ではまだ鈍く、平日昼間の外出自粛は限定的だった。26日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が特措法に基づく「政府対策本部」に指定されたことで、各都道府県も対策本部を設置して特措法24条に基づく外出自粛・休業の協力を要請できるようになった。28日に政府は『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』を決定し、4月7日に7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発出した(16日に全国へ拡大)。11日に東京都が「休業要請・協力依頼」を行うなど、外出自粛や対象業種の休業などが本格化した。例えば、東京都では、カラオケ・パチンコ等の遊興・遊技施設、劇場・映画館・ライブハウス、スポーツジム等の屋内運動施設、学校・学習塾、展示施設、生活必需品売場以外の商業施設、接待を伴う飲食店、20時以降の飲食店営業・19時以降の酒類提供、イベント開催などに対する休業・時短営業の要請や協力依頼などがなされた。「緊急事態宣言」の対象区域では、特措法45条に基づく外出自粛の要請、休業要請・指示¹ができるようになる。「緊急事態宣言」

(図表2)地域別の新型コロナ新規感染者数(人口10万人当たり直近1週間合計)の推移



(備考)1.地域別の新規感染者数は受診機関の所在地であり、感染者の居住地ではない。日付は感染確定日であり、公表日ではないので、報道等の数値と異なる点に留意を要する。人口は19年10月1日時点

2.ジャグジャパン(株)『都道府県別新型コロナウイルス感染者数マップ』、総務省統計局『人口推計』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

¹ 特措法45条に基づいて休業を要請(同2項)、指示(同3項)した時は、遅滞なく、その旨を公表しなければならない(同4項)。

を反映し、企業もテレワーク等による在宅勤務を一段と押し進めるようになり、外出自粛が平日昼間にも浸透するようになった。4月には新規感染者数が全国で1日に600人台に乗せる日もあり、感染爆発に対する危機意識が非常に強まった(図表2参照)。

5月4日に「緊急事態宣言」が31日まで延長されたが、5月の大型連休(1～6日)を過ぎると、新規感染者数が1日100人を下回るようになり、感染拡大が沈静化へ向かった。14日に「緊急事態宣言」の対象区域が北海道・東京圏4都県・近畿3府県、21日に北海道・東京圏へ段階的に縮小し、25日には全国的に「緊急事態宣言」が解除された。5月半ばから「緊急事態宣言」が解除された地域を中心に休業要請が漸次緩和され、徐々に外出・営業自粛の動きが弱まった²。政府による施設使用・催物開催の制限に対する段階的緩和の目安では、「緊急事態宣言」が全国で解除された5月25日に屋内100人(収容率50%)以内、屋外200人以内のイベント等の開催制限を解除、6月1日に北海道・東京圏との不要不急の移動を除く県間移動自粛要請を解除、19日に都道府県間移動の自粛要請、接待を伴う飲食業・ライブハウス等の休業要請、1,000人までのイベント等や無観客でのプロスポーツの開催制限などを解除、7月10日に5,000人までのイベント・プロスポーツ等の開催制限を解除するなど、約3週間ごとに制限を段階的に緩和した。

7月には外出自粛・休業要請等はおおむね解除されたが、新規感染者数は6月から東京都を中心に再び増加し、7月は拡大ペースが加速して全国的に感染が広がっている(図表2参照)。重症者・死亡者数の増加が比較的抑制されていることもあり、新規感染者数が増加しても4月の感染拡大時ほどの危機意識は醸成されていない。社会・経済活動が再び動き始めていることもあり、外出自粛の傾向は以前ほど強くない。政府は「緊急事態宣言」を再び発出することに慎重であり、7月22日には国内の旅行代金等を補助する「GoToトラベル」を、東京都内や都民の旅行を除外して前倒しで実施するなど、地域経済の再活性化を促している。8月に入って、感染再拡大を背景に飲食店等に時短営業・休業などを要請する地域が散見されるが、各都道府県も幅広い業種やエリアに休業を要請することには消極的である。医療提供体制が維持されている状況下では、社会的距離の確保、店内等の換気・消毒、対面サービスでの飛沫対策、在宅勤務の普及、不要不急の外出の抑制などの感染拡大防止策を講じながら、社会・経済活動に過度な制限をかけずに新型コロナとの共生を図る社会・経済構造へシフトしていくものと考えられる。

(2) 各都道府県の外出自粛の動向とその特徴

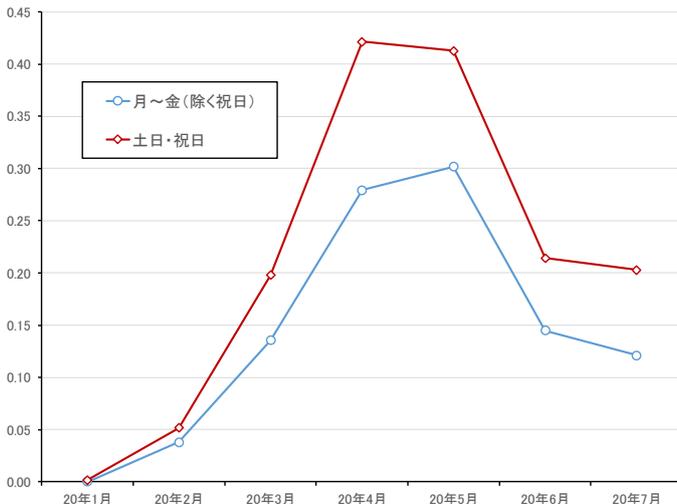
新型コロナによる外出自粛や休業要請などで地域経済は大きな影響を被ったが、各都道府県で外出がどの程度自粛されているのかをみることにする³。まず、20年1月を基準とした外出の自粛率の推移(月次平均)を全国平均でみると、2月は土日・祝日で5.2%、平日(除く祝日)で3.8%にとどまっていたが、3月は各々19.8%、13.5%に上昇した(図

² 「緊急事態宣言」の対象区域から解除された後は、各都道府県は特措法24条9項に基づく外出自粛・休業の協力要請や特措法に基づかない休業の協力依頼をすることになる。

³ 外出の自粛率はコロナ禍前の1月を基準にしている。自粛率＝1－(当該日の“外出者数×平均外出時間”)÷(平常時の“外出者数×平均外出時間”)。外出の自粛率は、国立情報学研究所水野研究室 <http://research.nii.ac.jp/~mizuno/>による数値。外出の自粛率の詳しい定義などは、水野貴之、大西立顕、渡辺努(2020)『流動人口ビッグデータによる地域住民の自粛率の見える化－感染者数と自粛の関係－』キャノングローバル戦略研究所を参照

表3)。2月下旬には全国的なイベント等の自粛要請や大型テーマパークの臨時休園、3月2日からは全国の小中高校等が臨時休校、3月下旬には東京都の週末・平日夜間の外出自粛要請などがなされたことを反映し、自粛率が高まった。4月は「緊急事態宣言」が发出され、土日・祝日は42.1%、平日(除く祝日)も27.9%まで上昇した。5月も自粛率は高水準を維持したが、全国的に「緊急事態宣言」が解除されたこともあり、土日・祝日は41.3%と若干低下した。一方、平日(除く祝日)は30.2%と4月から上昇している。「緊急事態宣言」发出前の段階ではテレワーク等の在宅勤務に踏み切る企業が限られたり、在宅勤務の態勢が整っていなかったりする企業も多く、4月上旬は自粛率が低かった。また、5月の「緊急事態宣言」解除以降も在宅勤務を継続していた企業がみられたことから、平日は5月の自粛率が4月を上回ったものと考えられる。6月は、19日に都道府県間の移動自粛や東京都の休業要請が全面的に解除されるなど、制限が段階的に解除されたことで、土日・祝日は21.4%、平日(除く祝日)は14.5%に低下した。7月の自粛率は、土日・祝日が20.3%でほぼ横ばい、平日(除く祝日)は12.1%と小幅な低下にとどまった。感染拡大の長期化で休日の自粛率は20%前後で推移し、平日は働き方改革もあって企業が在宅勤務を原則化させるケースが散見されるなど、自粛率は10%台の定着ないし上昇する可能性がある。

(図表3)外出の自粛率の全国平均値(月次平均)



(備考) 1.外出の自粛率はコロナ禍前の1月を基準にしている。但し、5月4～6日の連休は1月の日曜平均と比較している。自粛率=1-(当該日の“外出者数×平均外出時間”)÷(平常時の“外出者数×平均外出時間”)。各都道府県の日次データを全国・月次で平均した値。全国平均は各都道府県の総人口(19年)で加重平均した数値とした。
2.国立情報学研究所水野研究室 <http://research.nii.ac.jp/~mizuno/>の外出の自粛率と総務省統計局『人口推計』から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(図表4)都道府県別の外出の自粛率(月次平均、平日・休日別)



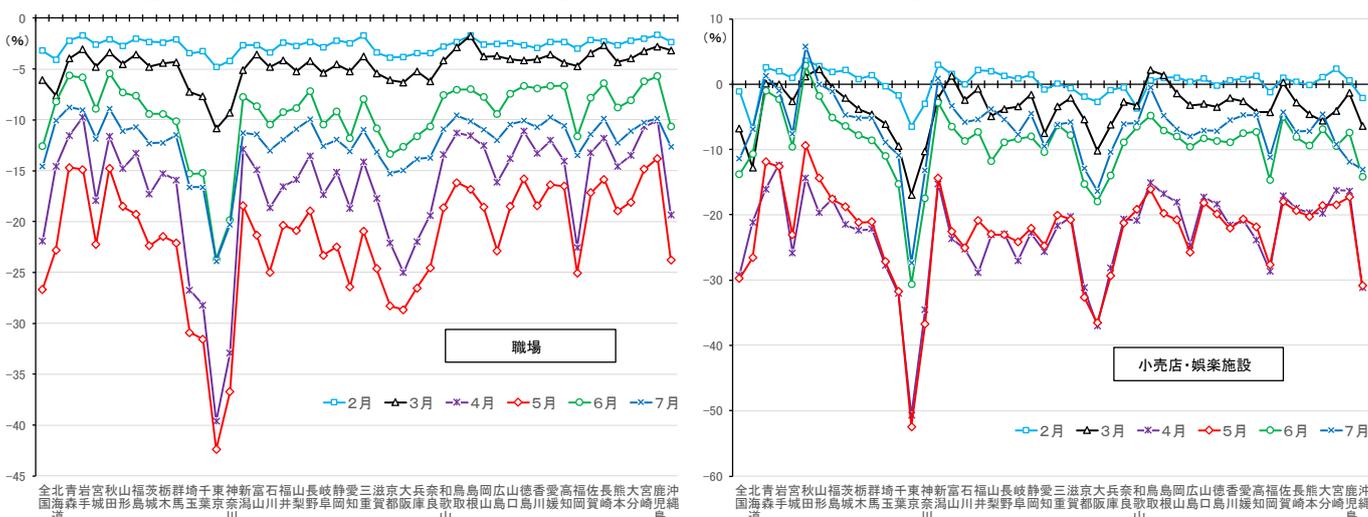
(備考) 1.外出の自粛率の定義などについては図表3を参照。日次データを月～金(除く祝日)と土日・祝日別に月次で単純平均した数値
2.国立情報学研究所水野研究室 <http://research.nii.ac.jp/~mizuno/>の外出の自粛率から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

都道府県別に外出の自粛率をみると、2～3月は都道府県間で大幅なかい離は生じていないが、4～5月は特に東京圏・近畿圏や地方中枢都市などの大都市圏で自粛率が大幅に高まった(図表4)。感染が大都市圏で拡大したうえ、テレワーク等の在宅勤務に対応できる業種・職種や本社機能・管理部門などが大都市圏に集積している一方、地方では工場等の現業部門⁴が多いことが影響した可能性がある。平日と休日の自粛率を比較すると、大都市圏では格差が小さい半面、地方では平日の自粛率が比較的低位、平日と休日の格差が大きい。地方では平日に在宅で勤務しにくい業務に就いている労働者が比較的多いことが一因と見込まれる。

6月は、自粛率が全国的に低下したが、平日は東京圏の自粛率が依然として高い。通勤時の混雑状況は徐々にコロナ禍前の水準に戻っているが、平日(除く祝日)は東京都が27.8%、神奈川県が26.1%、埼玉県が19.8%、千葉県が19.5%と、全国平均の14.5%を上回っている。7月は、大都市部で自粛率が比較的低下したものの、おおむね横ばい圏の変動にとどまった。休日は、22日の東京都を除く「GoTo トラベル」の実施や23～26日の4連休などがあつたが、豪雨・長雨等の悪天候や新型コロナの新規感染者数の増加などで外出が抑制され、自粛傾向が大幅に緩和しなかつた。一方、平日は、特に東京圏や近畿圏などの大都市部で6月よりも自粛率が低下しており、通常的生活行動に戻りつつあるが、東京都・神奈川県等の自粛率は他地域よりも依然として高い。

主要エリア別に人出の動向をみると、東京都ではオフィス街の人出がコロナ禍前の水準と比べて5月に4割超減少していたが(図表5)、「緊急事態宣言」解除後、在宅勤務などから通常の勤務形態に徐々に戻している企業も多く、6～7月は減少率が25%弱に縮小した。東京都のオフィス街の人出は、コロナ禍前の人出の8割程度の水準が定着化する可能性がある。全国では7月に約15%減と、平日の祝日が2日間あつたことも寄与して6月より減少率が拡大した。また、小売店・娯楽施設のエリアでは、東京都で7月

(図表5)都道府県別の主要エリア(職場、小売店・娯楽施設)の訪問者数増減率(月次平均)



(備考)1.基準値(20年1月3日～2月6日の5週間における該当曜日の中央値)に対する訪問者数増減率(日次データ)の月次平均。2月は15～29日の平均
 2.小売店・娯楽施設の対象は、レストラン、カフェ、ショッピングセンター、テーマパーク、博物館、図書館、映画館など
 3.Google Community Mobility Report から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

⁴ 事務・技術部門以外の部門のことで、生産作業、販売又はセールスの作業を行う部門など

は 30%近い減少率となっており、4～5月の 50%超に比べると減少率は縮小しているが、「緊急事態宣言」解除から2か月程度経った7月下旬も訪問者数の低迷が続いている。東京都隣接県や近畿圏でも1～2割減で推移しており、都市部のショッピングセンター等の商業施設、レストラン・カフェ等の飲食店、映画館・テーマパーク等の娯楽施設の客足は依然として厳しい状況がうかがえる。

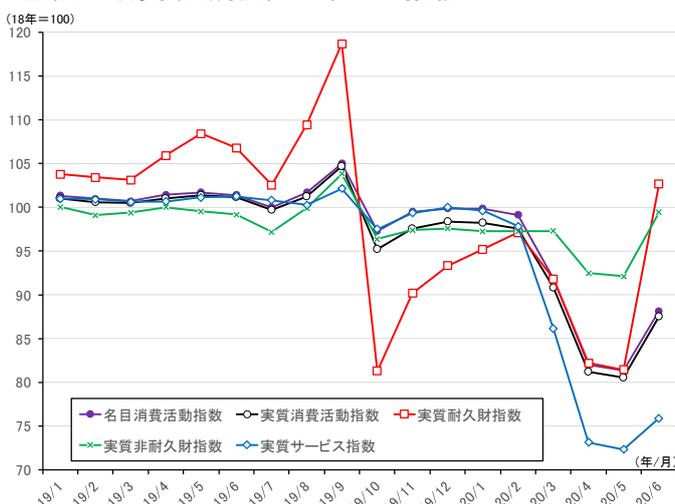
3. コロナ禍における地域別の個人消費の動向

(1) コロナ禍における全国と地域別の個人消費の動向

前章のとおり、外出自粛は2月下旬から徐々に強まり、4～5月は「緊急事態宣言」に伴う外出自粛・休業要請や企業による在宅勤務の推進などで自粛率が大幅に上昇し、各世帯は巣ごもり状態となって消費活動は抑制された。「緊急事態宣言」下でも生活必需品は提供されており、通信販売や飲食等のデリバリーサービスなどは活発に利用されたものの、旅行・娯楽・飲食などのサービスを中心に個人消費は大幅に落ち込んだ。日本銀行『消費活動指数』で全国の個人消費の動向をみると、コロナ禍前の20年1月との比較では、インバウンド消費(訪日外国人による購入)を含む実質消費活動指数は20年2月に0.7%減(名目は0.7%減)、3月に7.6%減(同8.0%減)、4月に17.4%減(同17.9%減)、5月に18.0%減(同18.5%減)と著しく悪化した(図表6)。個人消費関連の事業者は、全体でみると4～5月にコロナ禍前よりも売上高が18%前後減少したものと見込まれる。特にサービス(実質)は4～5月に減少率が約27%、耐久財(同)も約14%に達した。非耐久財(同)は、衣料品などの販売不振で4～5月に約5%減少したが、飲食料品等の生活必需品などが含まれるので比較的底堅い。6月は、キャッシュレス・ポイント還元終了(6月末)の駆け込み需要、特別定額給付金や気温の上昇などが奏効して耐久財が大幅に改善し、非耐久財もコロナ禍前の水準を上回ったため、全体で11.0%減(同11.7%減)まで回復した。サービス消費の回復は緩やかだが、経済活動の再開を反映して、個人消費は持ち直しつつある。

また、日本人の消費動向を示す旅行収支調整後⁵の実質消費活動指数をみると、4月は1月比で16.3%、5月は17.0%、6月は9.8%減少した。調整後の消費の方が調整前より減少率は若干小さく、訪日外国人客(インバウンド)の需要が蒸発したことなどによって、調整前は1.1%ポイント減少率が拡大している⁶。

(図表6)消費活動指数(全国)の推移

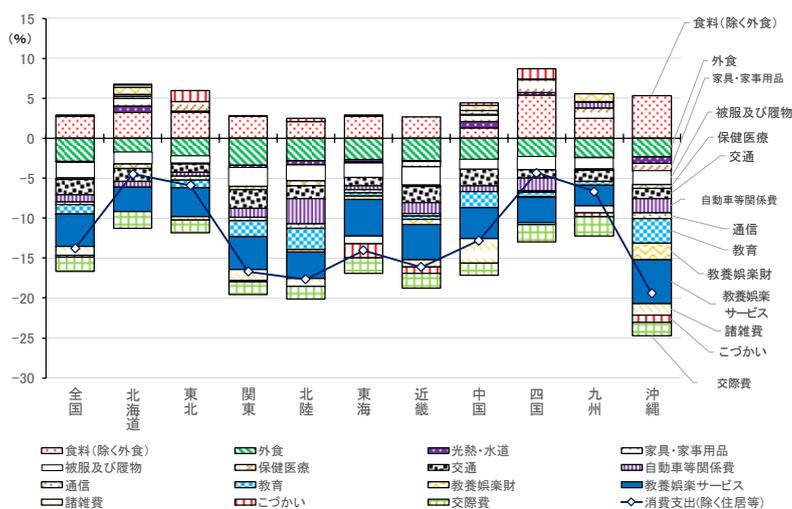


(備考) 1. 季節調整値。基準年は11年であるが、コロナ禍前および消費税率引上げ(19年10月)前である18年の平均値を100として図示した。消費活動指数は訪日外国人による消費(インバウンド消費)を含む。
2. 日本銀行『消費活動指数』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

⁵ インバウンド消費(訪日外国人の日本での直接購入)を除き、アウトバウンド消費(日本人の海外旅行での直接購入)を含むベース
⁶ 出国制限によるアウトバウンド消費の蒸発は、旅行収支調整前後の減少率格差の縮小に寄与する。

地域別に世帯の消費支出額（二人以上の世帯）をみると、「緊急事態宣言」期間中の4～5月平均（除く住居等⁷）は、沖縄が前年比19.4%減、北陸が同17.7%減、関東が同16.7%減、近畿が同16.1%減と全国の減少率（13.8%減）を上回り、落ち込みが顕著だった（図表7）。一方、四国は同4.3%減、北海道は同4.5%減、東北は同5.9%減、九州は同6.7%減と1桁台にとどまっている。観光産業に支えられている沖縄県の落ち込みが大きいですが、おおむね大都市圏から距離が遠い北日本や

（図表7）地域別の消費支出の前年比増減率（4～5月平均）



（備考）1.二人以上の世帯における消費支出額（名目）の20年4～5月平均の前年同期比増減率および用途分類別寄与度。消費支出額は住居、自動車等購入（自動車等関係費）、贈与金（交際費）、仕送り金を除いている。

2.山梨県・長野県は関東、新潟県は北陸に含まれる。

3.総務省統計局『家計調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

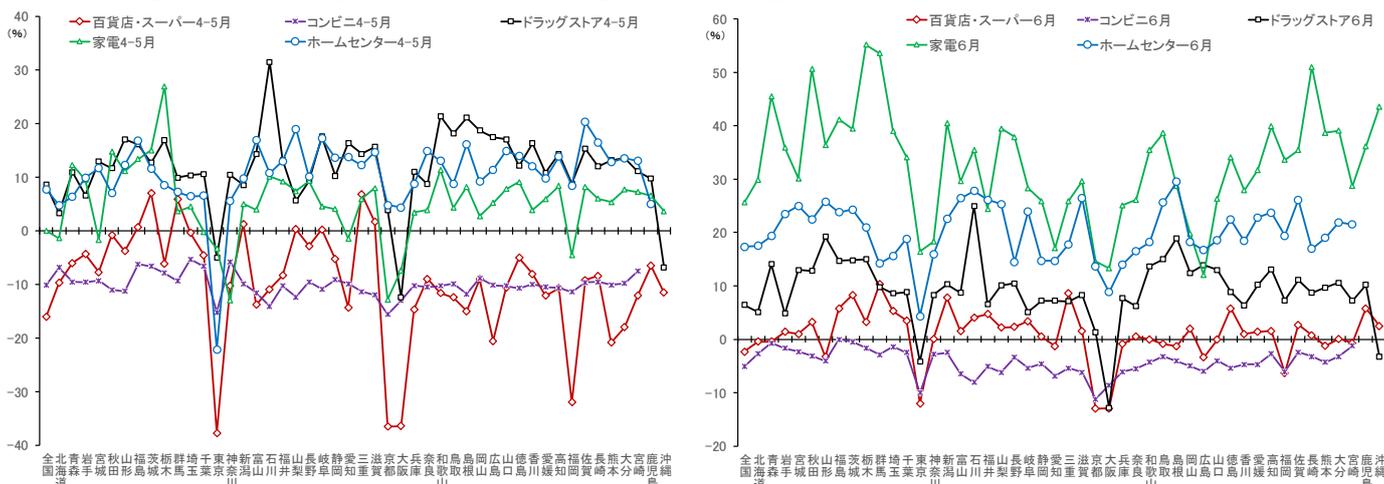
本州以外の地域で個人消費の減少は比較的緩やかだった。用途分類別の寄与度をみると、総じて、外出自粛で外出に対する支出のマイナス寄与度が大きい半面（全国で▲2.9%ポイント）、巣ごもりで家庭での食事が増えたことから外出以外の食料への支出が押し上げに寄与している（全国で2.7%ポイント）。また、教養娯楽サービスは全国で4%ポイント程度の押し下げに寄与しており、全国的に支出が抑制された。他には、外出・移動や飲み会などが自粛されたので、被服・履物、交通、交際費（除く贈与金）などの減少が大きかった。地域別でみると、レジャー施設や百貨店・アパレルショップ等が集積し、公共交通機関が整備されている都市部では、教養娯楽サービス、被服・履物、交通の押し下げ寄与が比較的大きい。一方、地方圏では、北陸など、移動の自粛でガソリン等を含む自動車等関係費（除く自動車等購入）の押し下げ幅が大きい地域も散見される。

（2）各都道府県における主要業態別小売業の販売額

3月下旬、東京都などが週末等の外出自粛を要請したことを受けて、百貨店などは臨時休業や時短営業に踏み切り、4月には「緊急事態宣言」を反映して食料品等の生活必需品売場を除く小売業への休業要請・協力依頼がなされるなど、小売店の臨時休業の動きが進んだ。百貨店・スーパーの販売額の動向をみると、4月は東京都・京都府・大阪府や福岡県などの都市部で前年より約4割減少し、「緊急事態宣言」が解除された5月も東京都・京都府・大阪府で減少率が30%を超すなど、落ち込みが顕著であった（図表8）。特に免税店等はインバウンド需要の消失で多大な影響が及んでいる。コンビニエンスストアも、4～5月に外出自粛や在宅勤務などで前年の売上高に比べて10%前後落ち込んでいる。特に東京都や京都府は15%程度の減少率で悪化が著しい。一方、休業要請の対象外となるドラッグストアは、マスク・除菌剤等のコロナ関連商品、ホームセンターは

⁷ 住居、自動車等購入（自動車等関係費）、贈与金（交際費）、仕送り金を除いている。

(図表8)都道府県別の小売業の主要業態別販売額の前年比増減率(4~5月:左、6月:右)



(備考)1.コンビニエンスストアは鹿児島県・沖縄県、ホームセンターは鹿児島県(6月)・沖縄県の数値が公表されていない。家電は家電大型専門店を指す。
 2.4~5月はギャップ調整した前年同月比増減率から逆算した前年同月の販売額を用いて算出した。
 3.経済産業省『商業動態統計』から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

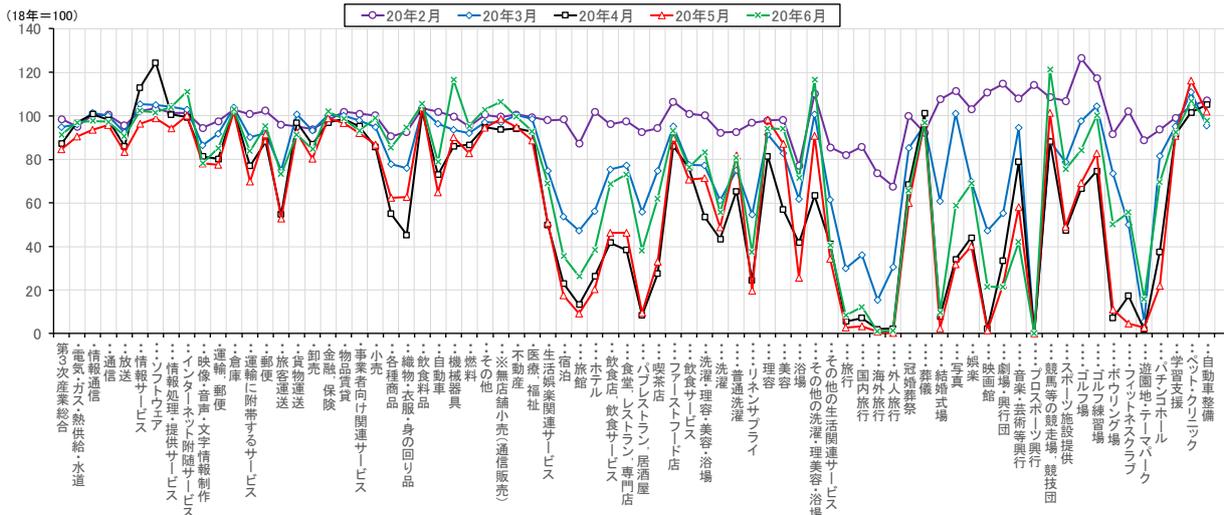
巣ごもりで日曜大工・園芸用品などが貢献して、底堅く推移した。ただ、ドラッグストアは大阪府・東京都や沖縄県などで前年の水準を下回るなど、外出自粛やインバウンド需要の消失などで振るわなかった。ホームセンターは「緊急事態宣言」期間中も全国的に前年の水準を上回っていたが、東京都のみ4月は24.0%減、5月は20.4%減と大幅なマイナスを記録している。家電大型専門店は、休業要請に伴って、東京圏・近畿圏などの大都市圏で臨時休業になった店舗が多かったが、在宅勤務へのシフトでパソコン等の情報家電の販売が堅調であり、5月にはおおむね全国的に前年の売上高を上回る水準に回復した。6月には気温の上昇でエアコン、外食の手控えで電子レンジ・ジャー炊飯器等の調理家電、空気清浄機・電気掃除機・洗濯機等の家庭での生活衛生向上に役立つ商品などが押し上げに寄与した。キャッシュレス・ポイント還元終了の駆け込み需要や特別定額給付金の支給、外出自粛で抑制されていた需要である“ペントアップ・デマンド”の顕在化や消費抑制の反動に伴う購買意欲の高まりである“リベンジ消費”などが販売額の増加に寄与しており、一過性の側面が強い。4~5月は自粛率が高く、百貨店等の大型店舗やインバウンド需要への依存度が高い小売店が集積している大都市圏で小売業販売が不振であったことから、今後、感染拡大によって自粛率が再び高まれば、回復途上にある個人消費が再度悪化に転じる可能性がある。

4. 外出自粛・休業要請に伴う各都道府県の個人向けサービス産業への影響

(1) コロナ禍における全国の第3次産業の活動動向

前章で「緊急事態宣言」下における個人消費の動向をみたが、教養娯楽サービス・外食・交通の落ち込みが大きく、サービス消費の押し下げ効果が大きかった。本節では、外出自粛や休業要請に伴って、サービス産業はどの程度の影響を被ったのかを、経済産業省『第3次産業活動指数』でみることにする。休業・時短営業要請や外出・移動の自粛などで4~5月にほとんど営業活動ができなかった業種は、遊園地・テーマパーク、映画館、プロスポーツ興行、旅行であり、フィットネスクラブ、ボウリング場、パチンコホール、結婚式場、パブレストラン・居酒屋、喫茶店、旅館・ホテル、リネンサプライ、

(図表9)第3次産業活動指数の業種分類別推移(20年2~6月、全国)

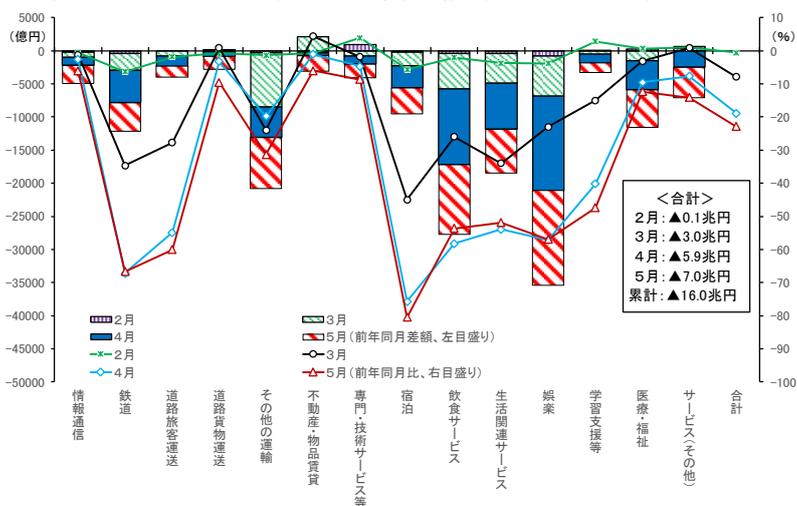


(備考)1.基準年は15年だが、コロナ禍や消費税率引上げ前の18年平均を100とした季節調整値
2.経済産業省『第3次産業活動指数』から信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

浴場なども営業活動が激減した(図表9)。宿泊施設や飲食店の休業・時短営業でリネンサプライなどの取引先にも影響が波及している。また、国内外の移動の自粛・制限で旅客運送や運輸に付帯するサービスへの影響も大きい。一方、飲食店でも持帰りや一人客が多いファーストフード店の減少は比較的小幅である。休業・移動自粛の要請などが徐々に解除された6月は持ち直している業種が多いものの、旅行、宿泊、映画館・興行、テーマパーク等の観光・レジャー関連産業は依然として厳しい状況である。

総務省統計局『サービス産業動向調査』でサービス産業の売上高をみると、2~5月累計は前年同期に比べて娯楽業で3.5兆円、飲食サービス業で2.8兆円、航空運輸等のその他の運輸業で2.1兆円、生活関連サービス業で1.8兆円減少した(図表10)。宿泊業は1.0兆円の減少だが、4~5月は前年の20~25%程度の水準にとどまり、減少率は大きい。サービス業全体でみると、情報通信、貨物運送、企業向けサービスなどは底堅いが、娯楽・飲食サービスなどの個人向けサービス産業の落ち込みで4~5月は前年比2割程度減少しており、2~5月の累計で16兆円の売上高が消失した。サービス産業の売上高が、6月以降は平均的に3月並みの水準(前年比▲3兆円/月)に回復すると仮定すれば、20年の1年間で前年比37兆円の減少となる。GDP統計で国内全産業の売上高に相当する産出額は年間1045兆円(18年)であるので、全産業の産出額の3.5%分の売上高が喪失することになる。

(図表10)サービス産業の売上高の前年同月との比較(2~5月)



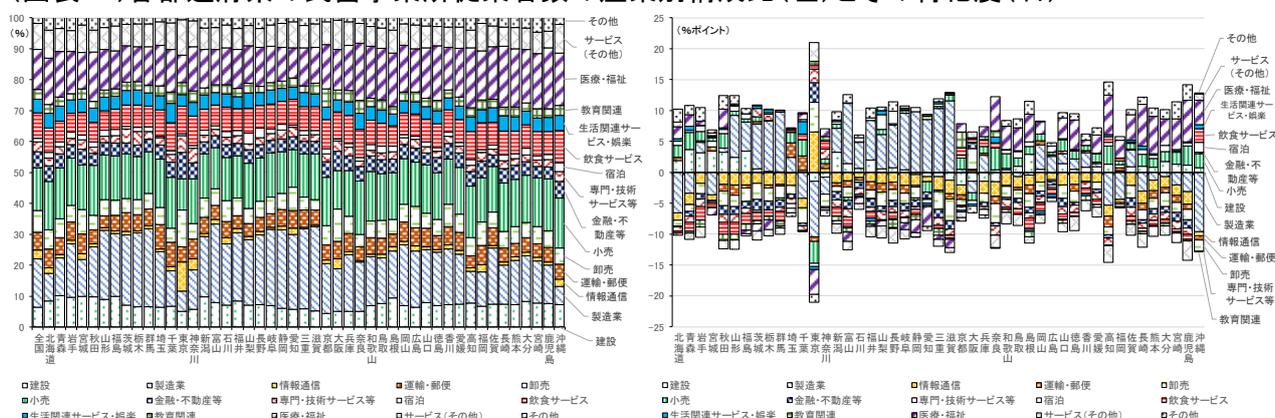
(備考)1.事業活動の産業(事業所ベース)別の売上高。コロナ禍が顕在化した2月から「緊急事態宣言」が解除された5月の前年同月差額・同増減率。3~5月は速報
2.総務省統計局『サービス産業動向調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(2) コロナ禍の影響が大きい個人向けサービス産業の各都道府県の集積状況

全国で見ると、コロナ禍で旅行、宿泊、飲食店、娯楽などの個人向けサービス産業への影響が大きかったが、本節では、各都道府県でこれらの産業がどの程度集積しているのかをみることで、地域経済におけるコロナ禍の影響をみることにする。

図表 11 は、総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』における民営事業所の従業者数の産業別構成比(16年)である。生活関連サービス・娯楽の従業者数の割合が高いのは、TDR などが立地する千葉県であり(6.2%、全国は 4.3%)、宿泊は避暑地・別荘地が多い山梨県・長野県が 3.0%超と高い(全国は 1.2%)。飲食サービスは観光地の沖縄県が 10.4%(全国は 8.2%)に達し、飲食店などで働く従業者が 1 割強を占めている。ベッドタウン等の住宅街が多い都市部周辺地域では、小売業の従業者の割合が高くなる傾向があるが、公共交通機関を利用しない範囲に住む地元住民のために飲食料品・日用品等の商品を扱う店舗が多いため、このような地域の商圏が狭い小売店は、コロナ禍の影響が比較的小さいものと見込まれる。一方、インバウンド消費やブランド品・宝飾品などの奢侈品・高級品等の依存度が高い百貨店等の商業施設や飲食店などが集積し、商圏が広範囲に及ぶ大都市圏や地方中枢都市では、休業要請や外出・移動の自粛、入国制限などの影響が大きく、当該業種へのダメージは甚大である。ただ、都市部は情報通信・卸売・金融等の企業向けサービスなどを提供する産業が集積しているため、都市部の産業全体としてはコロナ禍の直接的な影響は限定的であると考えられる。

(図表 11)各都道府県の民営事業所従業者数の産業別構成比(左)とその特化度(右)



(備考) 1.16年時点。民営事業所が対象であり、国・地方公共団体や農林水産業の個人経営の事業所などは含んでいない。

2.右図の特化度は、当該都道府県の当該産業の構成比÷全国の当該産業の構成比とした。

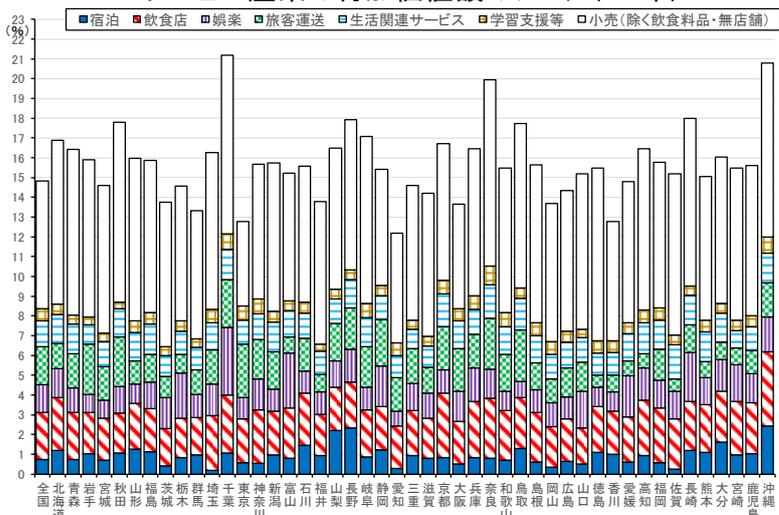
3.総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

コロナ禍による売上減少で人件費等の固定費の支払いが重荷になった企業や個人事業者は多い。この固定費は、売上高から変動費(中間投入)を引いた限界利益を原資として支払われ、この原資はおおむね付加価値や所得に相当する。この付加価値額(営業利益+給与総額+租税公課)について、全産業のうちコロナ禍の影響が大きかった個人向けサービス産業(コロナ禍のサービス産業)⁸が占める割合を都道府県別にみることで、コロナ禍による地域経済へのダメージを推測してみる(図表 12)。平時(15年)におけるコロ

⁸ コロナ禍の影響が大きかった個人向けサービス産業(コロナ禍のサービス産業)は、図表9~10を参考に、宿泊業、飲食店、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業(除く学校教育)、旅客運送業、小売業(除く飲食料品小売業・無店舗小売業)とした。但し、旅客運送業は、統計の制約上、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業とした(一部貨物等を含む)。

ナ禍のサービス産業の付加価値額の割合は、観光が主力産業の沖縄県と TDR・成田空港などが立地する千葉県が 2 割を超える高水準であった。特に、観光・レジャー関連産業⁹は、沖縄県や千葉県の他に、宿泊施設が多い長野県・山梨県、温泉地・ゴルフ場などが多い静岡県、飲食店が多い京都府・奈良県、山陰海岸ジオパーク等がある鳥取県、ハウステンボス・世界文化遺産等がある長崎県なども高い。東京都などの都市部や愛知県などの製造業集積地などを除くと、おおむねコロナ禍のサービス産業の付加価値額のシェアは、16%前後に達している。

(図表 12)各都道府県のコロナ禍の影響が大きかった個人向けサービス産業の付加価値額のシェア(15年)



(備考) 1.15年。全産業(民営事業所)の付加価値額に占めるコロナ禍のサービス産業の割合。付加価値額＝売上高－費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課。コロナ禍のサービス産業は、宿泊業、飲食店、娯楽業、旅客運送業、生活関連サービス業、教育・学習支援業(除く学校教育)、小売業(除く飲食料品小売業・無店舗小売業)とした。但し、旅客運送業は鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業とした(一部貨物等を含む)。全産業は農林水産業の個人経営の事業所などを含んでいない。秘匿されている業種は当研究所の推計値
2.総務省「経済産業省『経済センサス-活動調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

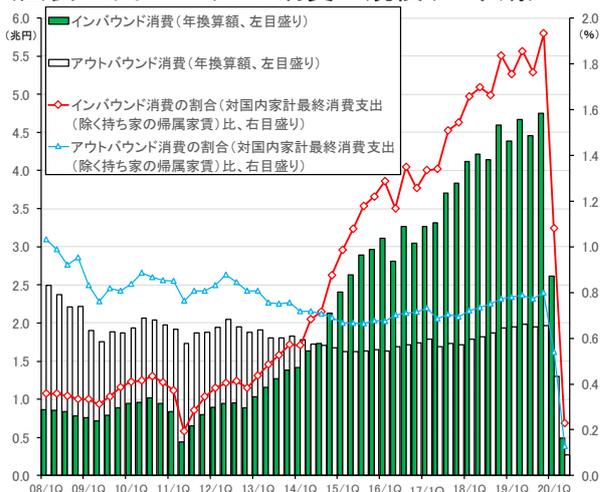
これらの地域では、個人向けサービス産業が地域経済を支えている傾向が強く、今回のコロナ禍による売上高の大幅な減少は、従業員の給料削減や雇用調整、廃業・倒産の増加などの形で地域内外に波及していく度合いが強いものと推測される。

(3) コロナ禍における観光産業の動向～移動自粛・出入国制限の地域経済への影響

本節では、外出・移動の自粛・制限の影響が大きかった、宿泊業や飲食店などの観光関連産業の動向についてみることにする。特に、20年は東京五輪の開催が予定されていたため、政府は訪日外国人客の目標を年間 4,000 万人に定めていただけに(19年は 3,188 万人)、コロナ禍によるインバウンドの消失(4～6月は前年比 99.9%減)は観光関連産業に著しいインパクトを与えた。

コロナ禍前の訪日外国人による国内での直接購入(インバウンド消費)は、19年10-12月期は年換算額で 4.8 兆円であった(図表 13)。これは国内で個人が消費した総

(図表 13)インバウンド消費の規模(四半期)



(備考) 1.名目季節調整値の四半期データの年換算額。20年4-6月期は1次速報
2.内閣府『四半期別 GDP 速報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

⁹ 観光・レジャー関連産業は、宿泊業、飲食店、娯楽業、旅客運送業とした。

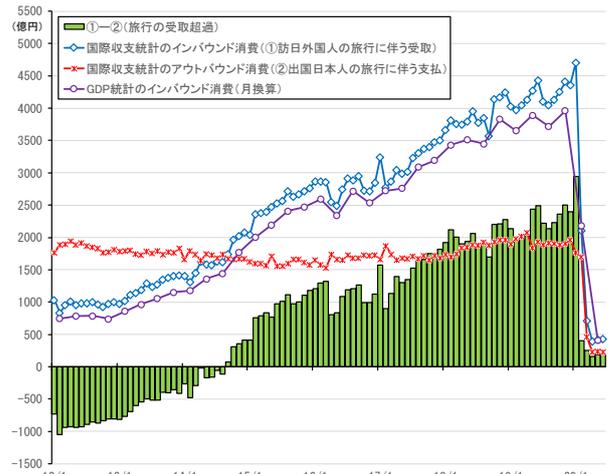
額である国内家計最終消費支出の 1.9%分¹⁰に相当し、コロナ禍でほぼ蒸発してしまった。ただ、国内総生産(GDP)の規模と比べると 0.9%で 1%にも満たない水準であり、日本経済におけるインバウンド消費の直接的な寄与は大きくない。また、19年10-12月期の出国日本人による海外での直接購入(アウトバウンド消費)は年換算額で 2.0兆円であり、海外渡航制限でこの規模の消費が国内の観光関連産業に向けられれば、GDPを 0.4%分押し上げられる直接的な効果がある。出入国の落ち込みが 1年間続き、アウトバウンド消費が国内観光産業に回るといふ仮定の下では、世界的な海外旅行の消失に伴う国内需要の減少は、年間 2.8兆円、GDP比で 0.5%程度に減殺されるものと見込まれる。

日本銀行『国際収支統計』でインバウンド消費の月次の推移をみると、20年1月は 4,706億円に達していたが、2月に 55%減少して 2,105億円、3月は1月比 85%減の 710億円、4～6月は同 9割減となった(図表 14)。国内経済全体におけるインバウンド消費のインパクトは小さいものの、訪日外国人客に依存している観光関連の事業者にとってはダメージが大きい様子がうかがえる。

19年の国内の旅行消費額は、日本人客が 21.7兆円、外国人客が 4.7兆円、合計 26.4兆円であり、外国人客の割合は 18%、観光・レクリエーション目的に限っても 21%であった(図表 15)。旅行消費の約 8割は日本人客に依存している。旅行消費額を訪問先別にみると、東京都が 3.3兆円、うち外国人客が 46%を占めており、大阪府は 1.9兆円(同 45%)、北海道は 1.5兆円(同 19%)と多かった。他に、京都府・愛知県・福岡県・沖縄県なども外国人客の割合が高い。都市部は観光・レクリエーション以外のビジネス等を目的とした旅行者の消費も多く、企業の出張自粛の影響が比較的大きいと推測される。

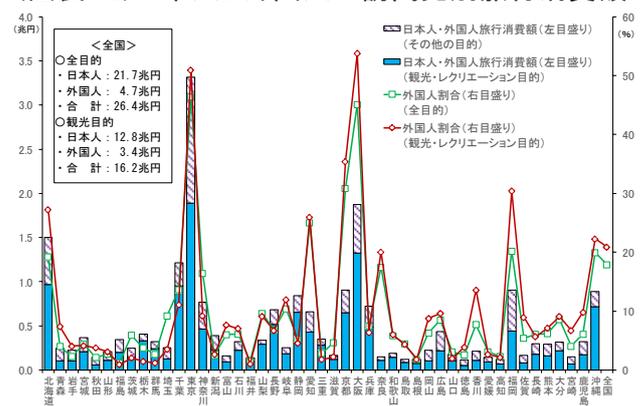
旅行消費は、県外客は移輸出、県内客は個人消費の需要項目に該当するので¹¹、各都道府県の地域経済の旅行消費への依存度を県内総支出に対する旅行消費額の比率から

(図表 14)インバウンド消費の規模(月次)



(備考) 1.インバウンド消費はサービス収支の旅行受取、アウトバウンド消費はサービス収支の旅行支払とした。飲食費、娯楽費、現地交通費、土産物代など。旅客輸送は含まない。季節調整値の月次データ。GDP統計は月換算した名目額
2.日本銀行『国際収支統計』、内閣府『四半期別 GDP 速報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(図表 15)日本人と外国人の訪問先別旅行消費額

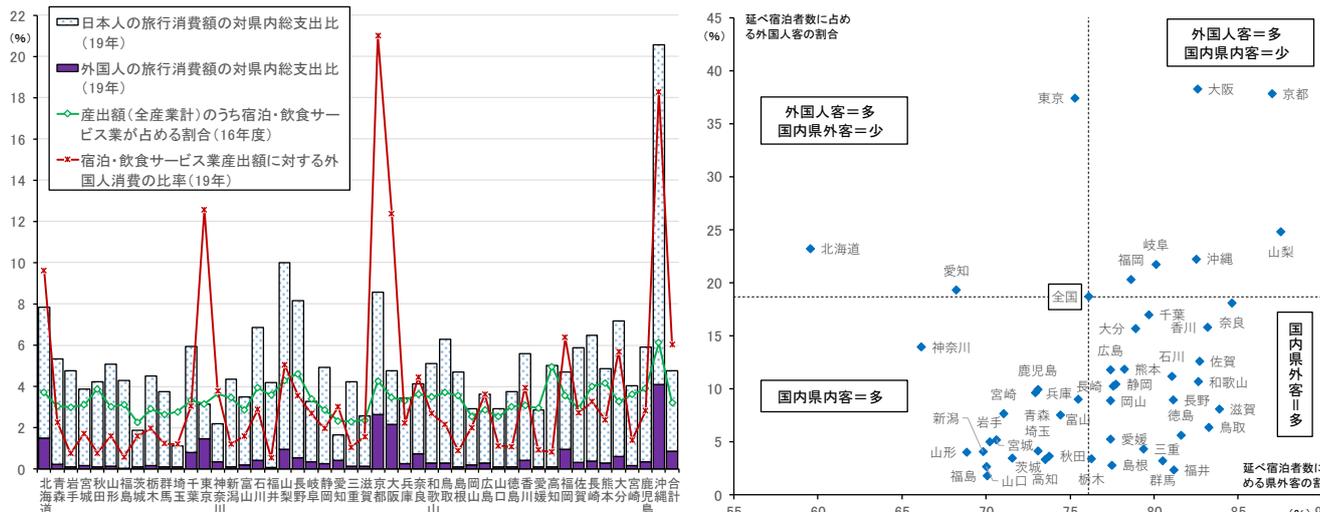


(備考) 1.19年。旅行消費額は宿泊費、飲食費、買物代、団体・パック参加費など
2.観光庁『旅行・観光消費動向調査』、『訪日外国人消費動向調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

¹⁰ 国内家計最終消費支出=家計最終消費支出+インバウンド消費-アウトバウンド消費。1.9%は実際の支払いを伴わない「持ち家の帰属家賃」を除いて算出している。

¹¹ 県内の業務(ビジネス目的)での出張費等の旅行消費は、生産活動に必要な経費として内生部門(中間消費・中間投入)に格付される。但し、都道府県等の産業連関表では家計外消費支出(企業消費)として最終需要・粗付加価値部門に該当する。

(図表 16)訪問先別の旅行消費額の規模(左)と延べ宿泊者数の県外客・外国人客の割合(右)



(備考)1.旅行消費額は宿泊費、飲食費、買物代、団体・バック参加費など。県内総支出は19年の国内総支出(全国)の名目額を16年度の各都道府県の県内総支出の割合で按分した数値。宿泊・飲食サービス業産出額に対する外国人消費の比率は、旅行消費額のうち宿泊費・飲食費を対象とした。旅行消費額と延べ宿泊者数は19年、産出額は16年度の数値を用いて算出している点に留意を要する。
 2.観光庁『旅行・観光消費動向調査』、『訪日外国人消費動向調査』、『宿泊旅行統計調査』、内閣府『県民経済計算』、『四半期別GDP速報』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

みることにする(図表 16 左)。沖縄県は2割超、山梨県は1割、京都府・長野県・北海道は約8%、大分県・石川県は7%前後、長崎県・鳥取県は6%台で依存度が大きい。外国人客に限ると、沖縄県が4%、京都府や大阪府は2%台、北海道・東京都は1.5%程度で相対的に高かった。次に、観光産業の主力業種である宿泊・飲食サービス業についてみると、各都道府県の売上高におおむね相当する産出額¹²(全産業計)に占める宿泊・飲食サービス業のシェアは、沖縄県が6%超、高知県が約5%、長野県・山梨県・京都府・熊本県・長崎県が4%超と高く、地域経済を宿泊・飲食産業が支えている度合いが比較的強い。特に、宿泊・飲食サービス業の売上高(産出額)に対する外国人客の宿泊・飲食への支出額が大きい地域をみると、京都府・沖縄県が2割前後、東京都・大阪府も1割超と高く、北海道・福岡県・大分県・山梨県・奈良県などもインバウンド消費の宿泊・飲食産業の売上高に対する貢献度合いが比較的大きい。

延べ宿泊者数のうち外国人客が占める割合は、東京都・大阪府・京都府が際立って高く、山梨県・北海道・沖縄県・岐阜県・福岡県などが全国平均を上回るなど、入国制限の影響が著しい地域と見込まれる(図表 16 右)。また、6月19日に都道府県間移動の自粛が解除され、7月22日にはGoToトラベルが東京都を除いて前倒しで開始されたが、新規感染者数の増加などを反映して、県をまたぐ観光は引き続き慎重である。福井県・群馬県・鳥取県・滋賀県・徳島県・三重県などは国内の県外客の割合が高いため、県間移動の抑制が続くと、宿泊稼働率の低迷が長引くおそれがある。特に、施設別にみると、老朽化した施設が多い旅館や新規参入も増えた簡易宿所などはコロナ禍以前から稼働率が低迷していたため、閉店や廃業・倒産が進んで淘汰されるおそれがある。近場の魅力を再認識させる県内観光の推進や一人客の利用促進、感染防止対策の徹底などを講じ、安全性の高い観光の促進を図る必要がある。

¹² 卸小売業の会計上の売上高には商品の仕入額が含まれるが、産出額は仕入額を除いたマージンが計上されるなどの違いがある。

(4) コロナ禍の地域経済への影響～都道府県別個人向けサービス産業活動指数を試算

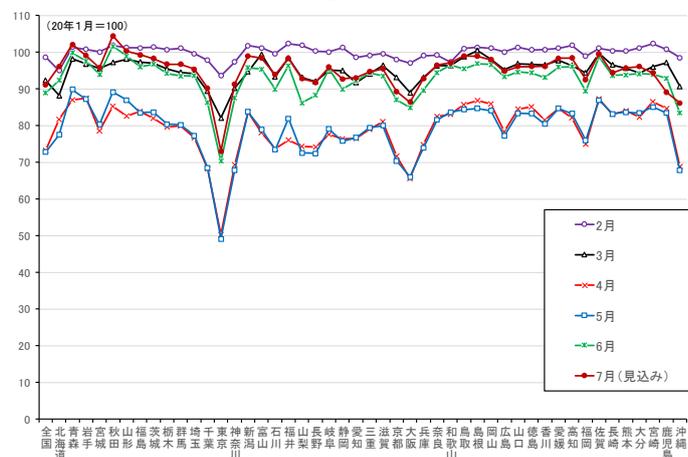
前節まで、主にコロナ禍の影響が大きかった小売業や宿泊・飲食サービス業などの動向を業種別にみてきたが、各都道府県の個人向けサービス産業は全体としてコロナ禍の影響をどの程度受けたのであろうか。

図表 17 は、各都道府県の個人向けサービス産業の活動状況を指数化した試算値である。算出方法は、①全国のサービス産業の活動状況を示す経済産業省『第3次産業活動指数』の個人向けサービス産業に該当する業種の指数と全国の小売店・娯楽施設や乗換駅の訪問者数増減率(Google)との関係性(推計式)を求め、②その推計式に各都道府県の訪問者数増減率を代入して各都道府県の業種別指数を算出し、③各都道府県の業種別指数を付加価値額(経済センサス)で加重平均して「個人向けサービス産業活動指数」を試算した。つまり、小売店・娯楽施設や乗換駅の訪問者数の増減が個人向けサービス産業の各業種の活動状況に及ぼす影響度を求め、各都道府県の訪問者数の増減から各業種の活動状況を推計し、各都道府県の個人向けサービスの産業構造(付加価値額の業種別構成比)の特徴が反映されるように各業種の指数を集約した数値である。

4～5月はコロナ禍前の1月を100とした指数が東京都で50程度、大阪府は60台半ば、神奈川県・千葉県は70弱に落ち込むなど、コロナ禍は大都市圏を直撃した様子が見えがえる。大都市圏は、感染者数が多いので自粛意識が強く、在宅勤務に対応しやすい企業の管理部門が集積し、インバウンド需要への依存度が高いなど、商圈が広い商業施設や飲食店が密集していることなどが要因と考えられる。京都府・沖縄県などの観光地も70前後に落ち込んでおり、政府は東京都を除外してGoToトラベルを前倒しで実施するなど、地方経済の回復に躍起になっているが、個人向けサービス産業へのダメージは東京都が最も甚大であったと推測される。

「緊急事態宣言」解除後に経済活動が再開し、徐々に個人向けサービス産業の活動も持ち直しているが、7月はコロナ禍に加えて豪雨・長雨などの天候不順も外出を抑制し、東京都でコロナ禍前より3割、他の都市部でも1割程度低い水準にとどまった可能性がある。8月に入ってから、新型コロナの新規感染者数が再拡大しており、飲食店などの時短営業・休業要請に踏み切った地域が相次いだことも反映して、個人向けサービス産業の回復傾向は足踏みするおそれがある。

(図表 17)各都道府県の個人向けサービス産業活動指数
＜信金中金による試算値＞



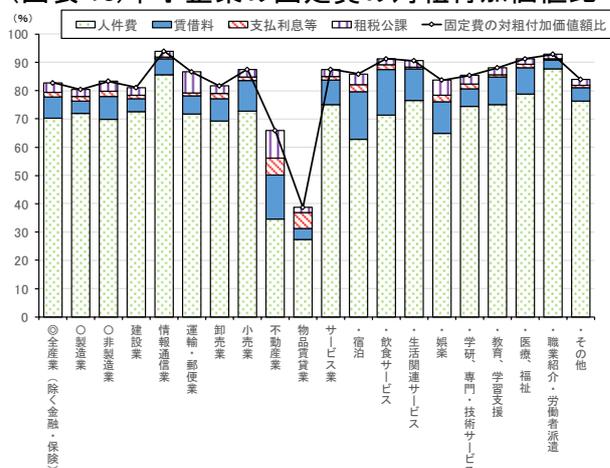
(備考) 1.個人向けサービス産業は、鉄道業・道路旅客運送業・航空運輸業(一部貨物等を含む)、小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、学習支援業とした。第3次産業活動指数の対個人サービス業や広義対個人サービス業と構成業種が異なる点に留意を要する。
2.算出方法は、①第3次産業活動指数(全国)の個人向けサービス産業に該当する業種の指数と全国の小売店・娯楽施設や乗換駅の訪問者数増減率との関係性(推計式)を求め、②その推計式に各都道府県の訪問者数増減率を代入して各都道府県の業種別指数を算出し、③各都道府県の業種別指数を付加価値額(経済センサス)で加重平均することで試算した。無店舗小売業などの指数と訪問者数の関係性が低い業種は全国の指数を代用した。20年1月を100として指数化(季節調整値)
3.経済産業省『第3次産業活動指数』、総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』、Google Community Mobility Report より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

5. コロナ禍における中小企業の人件費等の固定費支払い能力と地域別雇用状況

新型コロナ関連の倒産は、7月末までの累計で405件に達した¹³。休業要請や外出自粛などによる売上高の激減で飲食店や宿泊業などの閉店・廃業・倒産が相次いでいるが、企業における財務の安全性はコロナ禍前にどの程度あったのだろうか。

売上高の大幅な減少で、人件費や店舗賃借料などの固定費の支払い負担が高まり、政府は、雇用調整助成金の特例・拡充、持続化給付金、家賃支援給付金などの固定費支援策や実質無利子・無担保融資等による資金繰り支援策などを講じている(図表22参照)。休業すると仕入れなどの変動費の負担は軽減されるものの、固定費は支払わなければならない。前述のとおり、売上高から仕入れ等の変動費を除いた部分は限界利益と呼ばれ、おおむね粗付加価値に相当し、固定費の支払いに充当される。固定費を限界利益で割った値は、損益分岐点比率¹⁴に相当し、企業経営の安全性の目安になる。中小企業の粗付加価値に占める固定費¹⁵の比率をみると、コロナ禍前の18年度は全産業で83%であった(図表18)。粗付加価値の7割は人件費が占めており、動産・不動産賃借料は7.5%程度である。業種別にみると、情報通信業、職業紹介・労働者派遣業、医療・福祉、飲食サービス業、生活関連サービス業では固定費が9割を超えている。安全余裕度が低いことから、売上高が減るとキャッシュフローの面では固定費の支払いが滞りやすい財務体質であるといえる。宿泊業や飲食サービス業は、空間を提供するサービス業でもあり、立地条件や施設・装備が重要であることから、賃借料が16%台と高く、店舗の存続に賃借料の負担も重荷になっている。

(図表18)中小企業の固定費の対粗付加価値比



(備考)1.18年度。中小企業は資本金1億円未満。粗付加価値は付加価値(人件費+動産・不動産賃借料+支払利息等+租税公課+営業純益)に減価償却費を加えた額であるが、減価償却費は実際の支払いを伴わないので固定費に含めていない。
2.財務省『法人企業統計調査(年次)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

次に、休業等で売上高がゼロに陥った場合、どれだけの期間、固定費の支払いや短期債務の返済を滞りなく手元資金から捻出することができるのかをストック面からみることにする。図表19は、手元資金で固定費の支払いや短期債務の返済を続けられる月数を“企業存続月数”として企業規模別・業種別にみたグラフである。全産業では、中小企業は8.7か月分の手元資金を貯えており、大企業の9.2か月を半月程度下回る。中小企業は、経済・金融危機等による資金繰り難に備えて設備投資や人件費などを抑制してきたため、流動性の高い資産の保有残高は少なくない。業種別にみると、建設業、情報通信業、生活関連サービス業、娯楽業などは、中小企業の“企業存続月数”が大企業に

¹³ 帝国データバンク資料より。法人および個人事業主の倒産件数

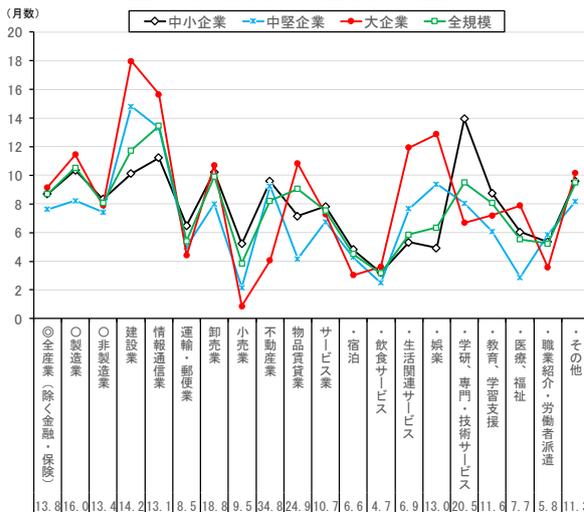
¹⁴ 損益分岐点比率=損益分岐点売上高÷実際の売上高=(固定費÷(1-変動費率))÷実際の売上高=固定費÷(実際の売上高-変動費)=固定費÷限界利益=固定費÷粗付加価値

¹⁵ 固定費は人件費、賃借料、支払利息等、租税公課とした。減価償却費は実際の支払いを伴わないので含めていない。

比べて大幅に短く、企業規模間の格差が大きい。中小企業では、コロナ禍の影響が大きい飲食サービス業が 3.2 か月と最も短く、宿泊業、娯楽業、小売業、生活関連サービス業は 5 か月前後で全産業を下回る水準である。コロナ禍は“企業存続月数”が短い業種を直撃したという点でも日本経済へのダメージが大きい。ただ、新型コロナ特法の施行や地方税法改正で売上高が前年同期比 20%以上減少すれば納税が 1 年間猶予されるうえ、短期借入金の継続融資や元利支払猶予などで債務返済が先送りされれば¹⁶、中小企業の“企業存続月数”は、飲食サービス業で 5 か月弱、宿泊業・生活関連サービス業で 6～7 か月、小売業で 9 か月半、娯楽業で 13 か月に延長できる¹⁷。実質無利子・無担保・保証料減免の貸付、既往債務の条件変更や借換えなどは、資金繰り支援や債務返済負担の先送りに寄与して企業の事業継続に一定の効果があつたと考えられる。また、持続化給付金や休業者の人件費は雇用調整助成金の特例・拡充、店舗等の賃借料は家賃支援給付金(8月4日給付開始)などの支援策があり(図表 22 参照)、これらの制度が迅速かつ機動的に対応していれば、企業の事業継続を円滑に支えることができているものと見込まれる。

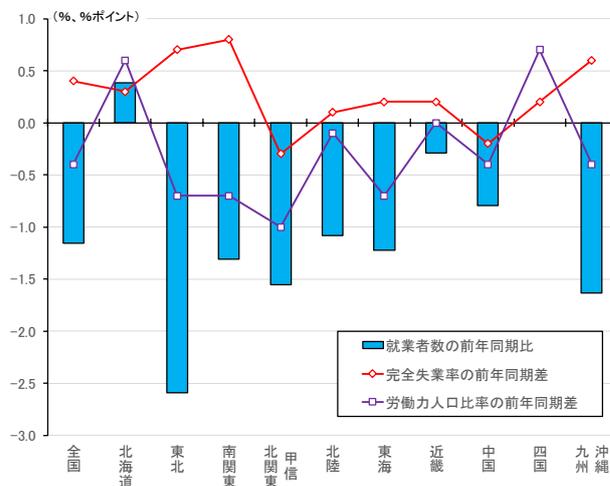
店舗などを賃借して事業を営む零細企業や個人事業者は、固定費の支払いで手元資金が直ぐに枯渇し、特に後継者がいない高齢の経営者などは、資金繰り支援策などの措置を取らず、廃業などで事業の継続を断念するケースが増加しているおそれがある。雇用調整や廃業などに伴う就業機会の喪失が増えれば、就業者数や労働力人口の押下げ

(図表 19)企業規模別・業種別の“企業存続月数”



(備考) 1.18 年度。中小企業は資本金1億円未満、中堅企業は同1億円～10億円、大企業は同10億円以上。企業存続月数=手元資金÷(固定費(月換算)+短期借入金÷12)とした。手元資金=手元流動性(現金・預金・有価証券)+企業間信用差額(受取手形・売掛金-支払手形・買掛金)、固定費=人件費+動産・不動産賃借料+支払利息等+租税公課
 2.横軸の業種名の下の数値は、中小企業の短期借入金の元本返済、利息の支払い、納税が猶予された場合の月数
 3.財務省『法人企業統計調査(年次)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(図表 20)20 年4～6月期の地域別の雇用状況



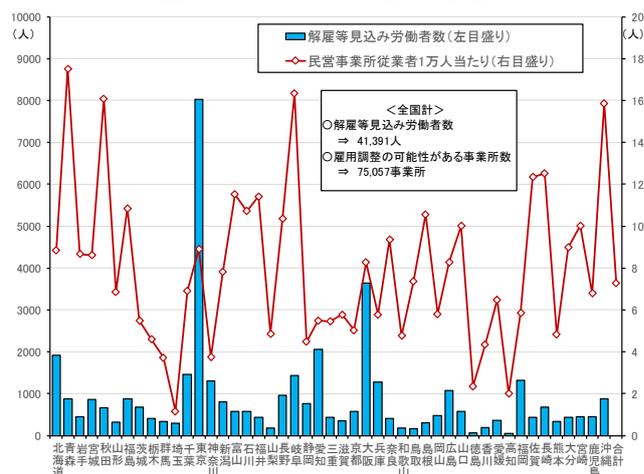
(備考) 1.新潟県は北陸に含まれる。四半期結果の原数値
 2.総務省統計局『労働力調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

¹⁶ 金融庁は3月6日に金融機関に対して、既往債務の元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更や、新規融資について各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施、セーフティネット貸付・保証等の活用など、迅速かつ適切に対応することを要請した。

¹⁷ 中小企業(全産業)は、手元流動性 132 兆円、企業間信用差額 21 兆円で手元資金 154 兆円を保有している(18 年度末)。一方、人件費は年間 120 兆円、動産・不動産賃借料は同 13 兆円、支払利息等は同 3 兆円、租税公課は同 6 兆円で固定費は年間 142 兆円(月換算 12 兆円)、返済期限が 1 年以内の金融機関借入金などの短期借入金は 71 兆円(月換算 6 兆円)である。154 兆円÷18 兆円/月=8.7 か月から短期借入金の元本返済、利息の支払い、納税が猶予されると 154 兆円÷11 兆円/月=13.8 か月へ長期化する。

要因や完全失業率の押し上げ要因になろう。そこで、「緊急事態宣言」が発出された20年4月から6月の地域別の雇用状況をみると、就業者数は北海道が前年同期比で0.4%のプラス、四国が横ばいであったが、東北、九州・沖縄、北関東・甲信、南関東、東海、北陸は1%を上回る減少率となった(図表20)。国内景気は18年10月をピークに後退局面にあり、米中貿易摩擦の深刻化や消費税率の引上げで製造業などの業況が悪化していたので、コロナ禍による影響とは限らないものの、外出自粛や休業要請による影響が就業者数の減少として顕在化している。リーマン・ショックから脱した後の約10年間、低下基調が続いていた完全失業率は、20年4～6月に南関東(3.2%)、東北(2.9%)、九州・沖縄(3.1%)で前年同期より0.5%ポイントを超すペースで上昇し、悪化に転じた。また、労働力人口比率は北関東・甲信、東北、南関東、東海で前年同期より0.5%ポイントを上回る低下幅となり、コロナ禍で就業や事業継続を断念し、労働市場から退出して求職活動をしなかったケースも増えたものと見込まれる。7月末時点の「新型コロナに起因する解雇等見込み労働者数」は、全国で41,391人であり、業種別では製造業が7,003人、宿泊業が6,830人、飲食業が5,595人、小売業が4,103人と多い。都道府県別にみると、東京都が8,025人で最も多く、大阪府は3,635人であり、この2都府で3割弱を占める(図表21)。民営事業所従業者1万人当たりでみると、青森県、岐阜県、秋田県、沖縄県は15人を上回っており、長崎県、佐賀県は12人超、北陸3県や福島県、長野県、島根県、山口県、宮崎県も10人超と、解雇や雇止めが見込まれる労働者数が相対的に多い。「緊急事態宣言」が発出された4月の休業者数は全国で前年比420万人増加した。5月は前年に比べて274万人、6月は90万人多い水準へ減少しているが、雇用調整助成金などを活用して休業状態に置かれている就業者はなお多い。当面は休業で対応しているが、経済情勢次第で解雇等を検討する意向がある事業所も含む「雇用調整の可能性がある事業所」は、全国で75,057事業所にのぼる。今後、新規感染者数の拡大や高止まりで外出の慎重化が続き、売上高の回復が遅れて事業規模の縮小や閉店などが増えれば、雇用環境が一段と悪化するものと見込まれる。

(図表21)新型コロナに伴う解雇等見込み労働者数



(備考)1.7月31日現在集計。民営事業所従業者数は16年
 2.解雇等見込み労働者は、解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。
 3.厚生労働省『新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について』、総務省・経済産業省『経済センサス-活動調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

6. まとめ

コロナ禍は外出・移動の自粛や休業要請などで特に小売、運輸、宿泊、飲食、娯楽業などへのダメージが大きく、これらの産業への影響は自粛傾向が強い都市部や観光地で著しかった。都市部は、これらの産業のシェアが小さく、地域経済全体で見ればコロナ禍の影響は減殺されるものの、新規感染者数が高止まりする中、都市部の自粛率は「緊

急事態宣言」が解除された後も2割程度が定着しており、コロナ禍前と比べて消費などの経済活動が抑制された状態が当面続く可能性がある。都市部は、インバウンド需要への依存度が高い商業施設や酒類を提供する飲食店が多い繁華街だけでなく、在宅勤務が普及しているオフィス街なども、飲食・小売業の客足が長期的に低迷するおそれがある。

一方、宿泊・飲食などのウエイトが大きい観光地では、当該産業に加え、その産業の取引先や従業員の需要に依存する産業も地域経済の中ではウエイトが高いため、状況はより深刻である。宿泊業はインバウンド需要よりも国内客への依存度が高い地域が多いので、入国制限が続く中、観光産業は、国内客のリピーター・長期滞在者の取込みやサービスの向上・安全性の強化などによる価格の適正化などに踏み切る必要が生じよう。

感染拡大防止策を徹底し、安心・安全を“見える化”することで差別化や高付加価値化を図るなど、経済活動を正常化させるよう個々の事業者が地道に取り組むことが、地域経済の回復には必要である。

(図表 22)コロナ禍に伴う主要な支援策

＜コロナによる売上減少や営業自粛等に伴う国の事業継続・雇用維持・生活支援策＞	
『特別定額給付金』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：一律1人10万円給付 給付対象：4月27日に住民基本台帳に記録されている者 事業規模：12兆8,803億円(うち給付事業費12兆7,344億円、事務費1,459億円) 開議決定：4月20日、補正予算成立：4月30日
『子育て世帯への臨時特別給付金』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に、児童1人に対して1万円の一時的な一時金を支給 対象児童：児童手当(本給付)の対象で、04年4月2日～20年3月31日に生まれた者 開議決定：4月20日、補正予算成立：4月30日
『持続化給付金』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：営業自粛等で大きな影響を受けた中堅・中小事業者等に対し、事業全般に広く使える資金を上限200万円(フリーランス含む個人事業者は上限100万円)給付 給付対象：月間事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者(除く資本金10億円以上の大企業等) 給付額：前年度の事業収入-前年同月比50%以上減少した任意の月間事業収入×12(1年分) 補正予算成立：4月30日、申請期間：20年5月1日～21年1月15日 6月29日：雑所得・給与所得のフリーランスや1～3月の創業者にも拡充
『住居確保給付金』の支給対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> 概要：失業等に伴う収入減少により、離職・廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれがある者の家賃相当額を一定期間支給 給付対象：離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者 支給期間：原則3か月(3か月延長可能で最長9か月) 給付額(東京都特別区の目安)：単身世帯53,700円、2人世帯64,000円、3人世帯69,800円 支給対象拡大の申請開始：4月20日(施行)
『家賃支援給付金』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：自粛要請等で売上が急減した事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃の負担軽減を目的として支給 給付対象：中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等で、5～12月に、売上高が前年同月比で50%以上減少した月があったか、連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少した期間があった事業者 給付額：法人⇒月額支払家賃の75万円までは2/3、75万円超過分は1/3を支給、個人⇒法人の半額 給付上限額：法人⇒月額100万円×6か月分=600万円、個人事業者⇒月額50万円×6か月分=300万円 第2次補正予算成立：6月12日、申請期間：20年7月14日～21年1月15日、8月4日給付開始
『雇用調整助成金』の新型コロナ特例・拡充、緊急雇用安定助成金(助成率・助成額上限引上げ、未加入者も対象)	<ul style="list-style-type: none"> 概要：新型コロナの影響により事業活動が縮小し、最近1か月間の売上高などが前年同月比5%以上減少(特例以外は3か月で10%以上減少)した事業者などに休業手当に要した費用を助成 助成額の上限引上げ(拡充)：1日8,330円→15,000円(月額上限33万円) 助成率：中小企業：2/3(特例以外)→4/5、大企業：1/2(特例以外)→2/3 ※解雇等がない場合(特例)中小企業：9/10→10/10(拡充)、大企業：3/4 対象従業員：雇用保険に6か月以上加入し加入6か月未満やパート等の未加入者も含む(緊急雇用安定助成金) 対象期間(緊急対応期間)：20年4月1日～9月30日(当初の6月末から期間延長。再延長が検討されている) 支給限度日数：1年100日、3年150日(緊急対応期間の支給は算入しない(別控)) 新型コロナ特例実施：2月14日一段階的に拡充一臨時特例法成立：6月12日(助成額上限引上げ等)
『新型コロナ対応休業支援金・給付金』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：事業主の指示で休業したが、休業手当を支給されていない中小事業者の労働者(パート等も含む)に対して、休業前賃金の80%(上限1日1.1万円、月額33万円)を休業実績に応じて支給 休業対象期間：20年4月1日～9月30日、申請開始：7月10日
『納税・徴収猶予の特例制度』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：新型コロナの影響で20年2月以降の任意の期間(1か月以上)において収入が前年同期比おおむね20%以上減少し、税金を一時に納付することが困難な場合、納期限から1年間、納税の猶予が認められる(猶予期間中の延滞税は全額免除) 納期限対象期間：20年2月1日から1年間 新型コロナ特例法・改正地方税法、4月30日に成立・施行
『固定資産税等の減免措置』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：中小事業者等の税負担を軽減するため、建物・設備の21年度の固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じて免除または半額 対象：資本金1億円以下や従業員1,000人以下の中小事業者等で、20年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入の前年同期比減少率が、50%以上→免除、30%～50%→半額
＜資金繰り支援策＞	
『民間金融機関の実質無利子・無担保融資』	<ul style="list-style-type: none"> 概要：信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じた、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資。5月1日より順次開始 金利・保証料：小規模個人事業主は売上高5%以上減少→保証料・金利ゼロ。小規模企業等は売上高5～15%減少→保証料半額、15%以上減少→保証料・金利ゼロ 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間 融資期間：10年、うち据置5年以内 融資上限額：4,000万円(3,000万円から拡充)
『政府系金融機関の新型コロナ特別貸付・特別利子補給制度による実質無利子・無担保融資』	
『信用保証(セーフティネット4号、5号、危機対応保証)』	

(備考)1.各種支援策は拡充・期間延長等、変更されることがあるので留意を要する。
2.各省庁資料などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

以上
(峯岸 直輝)

＜参考文献＞

水野貴之、大西立頭、渡辺努(2020)『流動人口ビッグデータによる地域住民の自粛率の見える化—感染者数と自粛の関係—』キャノングローバル戦略研究所

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、当研究所が信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

【内外経済・金融動向バックナンバーのご案内】

号 数	題 名	発行年月
N o . 29-2	「中国の不動産バブルと企業債務問題」 －不動産バブルは地域的かつ小規模。高水準の企業債務が懸念材料－	2017年8月
N o . 29-3	「都道府県間人口移動の要因と影響」 －産業構造、所得環境、生活コスト、住宅取得環境等の都道府県間格差から人口移動を考察－	2017年11月
N o . 29-4	「企業の人手不足の状況と今後の見通し」 －中小企業の課題克服のため、信用金庫が一助となれる余地は大きい－	2017年12月
N o . 29-5	「中小企業の財務状況からみた設備投資・賃上げ余力」 －中小企業における収益性分析、付加価値分析、安全性分析による考察－	2018年3月
N o . 29-6	「日本経済の中期展望」 －18～22年度の年平均成長率は名目1.4%、実質0.6%と予測－	2018年3月
N o . 30-1	「全人代にみる今後の中国経済」 －6.5%の巡航速度の維持と供給サイドの改革－	2018年4月
N o . 30-2	「インバウンドの現状と見通し」 －訪問地域に広がりもみられ、中小企業にとってはビジネス獲得の好機－	2018年4月
N o . 30-3	「都道府県別の潜在的な労働力の活用余地」 －地方圏で潜在的な労働力の活用余地が乏しく、基盤的な産業の構築が必要－	2018年7月
N o . 30-4	「住宅市場の現状と今後の見通し」 －既存の住宅ストックの有効活用が一段と重視される方向へ－	2018年10月
N o . 30-5	「米中貿易摩擦とその影響」 －最終的には米中経済双方に悪影響が大きい－	2018年12月
N o . 30-6	「相続に伴う預金の地域間流出」 －各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、保有預金残高から試算－	2018年12月
N o . 30-7	「輸出の現状と先行き展望」 －短期的なリスク要因はあるものの中長期的な将来に向け拡大基調が続こう－	2019年3月
N o . 2019-1	「全人代後の中国経済」 －様々な景気対策を導入して米中貿易摩擦の悪影響を回避－	2019年4月
N o . 2019-2	「高齢者の暮らし向き・生活様式の実態を探る」 －高齢者の就業構造・収支状況・日常生活行動や入院・介護等のリスクを考察－	2019年7月
N o . 2019-3	「欧州経済の現状と先行き展望」 －地域固有の懸念材料も散見され、今後の動向には注意を要する－	2019年8月
N o . 2019-4	「米中貿易摩擦と中国の対応」 －試される習近平政権の危機管理－	2019年11月
N o . 2019-5	「中小企業の経営状況と生産性の規模別比較」 －税務・財務等の各種統計からみた日本企業の収益状況の推移－	2019年12月
N o . 2020-1	「地域別の住宅の現状と展望」 －25年度上期までの地域別の住宅建築戸数を推計－	2020年5月
N o . 2020-2	「新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し」 －感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く－	2020年7月
N o . 2020-3	「海外経済の現状と当面の見通し」 －コロナショックからの世界経済回復の道のりを考える－	2020年8月
N o . 2020-4	「コロナ禍の地域経済への影響」 －外出自粛・休業要請の影響が大きい個人向けサービス産業を中心に考察－	2020年8月

* バックナンバーは、信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページからご覧いただけます。
(<https://www.scbri.jp>)

信金中央金庫地域・中小企業研究所 活動状況 (2020年7月実績)

○レポート等の発行状況

発行日	レポート分類	通巻	タイトル
20.7.3	内外金利・為替見通し	2020-4	日銀は「新型コロナ対応」の効果を見極めるべく、当面は様子見姿勢を保とう
20.7.6	金融調査情報	2020-16	信用金庫の多面的評価制度の導入－経営戦略 39－
20.7.6	金融調査情報	2020-17	信用金庫の人事制度改革への取組み－経営戦略 40－
20.7.9	ニュース&トピックス	2020-30	コロナ危機の資金繰り支援で急増が続く信用金庫の貸出金－6月末の貸出金は5.1%増と1992年10月以来の高い伸び－
20.7.14	ニュース&トピックス	2020-31	中小企業の経営を一変させた新型コロナウイルス－全国中小企業景気動向調査の結果から－
20.7.15	中小企業景況レポート	180	4～6月期業況は急速に悪化、リーマンショック時を超えて過去最悪水準【特別調査－新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について】
20.7.20	内外経済・金融動向	2020-2	新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し－感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く－
20.7.27	ニュース&トピックス	2020-34	業種別にみた信用金庫の資金繰り支援－新型コロナの影響で飲食業、宿泊業、サービス関連で高い伸び－
20.7.28	産業企業情報	2020-4	中小企業景気動向調査からみた新型コロナウイルス感染拡大の影響②－業況の急激な悪化の一方、新しい取組みも－

○講演等の実施状況

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
20.7.13	信用金庫の社会的使命と役割	全国信用金庫研修所	松崎英一
20.7.15	中堅管理者としての社会・経済情勢の観方・捉え方	全国信用金庫研修所	刀禰和之
20.7.19	新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について	日本中小企業学会	品田雄志

<信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号

TEL: 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX: 03-3278-7048

e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp

URL <https://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)

<https://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)